

## 「突発的局地的豪雨による土砂災害時における 防災情報の伝達のあり方に関する検討会」報告書の公表

消防庁に設置した「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」において、この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

### 【報告書の概要】

#### I エリアを限定した防災情報伝達の必要性について

##### ○ エリアを限定した PUSH 型情報伝達の必要性

防災情報は、広く確実に伝達することが基本であるが、PUSH 型の伝達方法については、市町村全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合がある。特に、突発的局地的豪雨の発生が夜間や早朝である場合、

- ・対象地域以外の住民に混乱
- ・住民からの問合せ対応により、職員の負担が増大
- ・頻繁に情報を受けることで、住民の当事者意識が希薄化

などが生じるおそれがある。

このため、市町村のエリアを限定した防災情報伝達について、地域の実情に応じて、運用上の課題等を考慮した上で、検討する必要がある。

##### ○ 対象情報

防災情報のうち、避難勧告等の伝達を検討の対象とする。

#### II PUSH 型情報伝達手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝達について

##### ○ 情報伝達範囲

##### ○ 情報伝達内容

##### ○ 情報伝達手段

##### (1) 市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機

各世帯の屋内で災害情報を受信する最も確実な手段の一つであり、全国的に広く普及し、大半の市町村においては既存のエリア分けの機能を活用した運用変更のみで対応できることから優先的に活用することとし配備を推進

##### (2) 緊急速報メール

市町村域内の携帯電話等に即時優先的に配信する事が可能で、大半の市町村において導入されており、財政的負担なく利用できることから整備を促進

#### III 情報伝達の確実性・実効性を高めるための取組について

##### ○ 市町村の体制整備

##### ○ 平時における住民とのリスクコミュニケーション

【別添資料】

「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する  
検討会報告書」の概要

※ 報告書全文は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



(連絡先) 消防庁国民保護・防災部防災課 永岡係長

TEL 03-5253-7525 (直通) Fax 03-5253-7535

消防庁国民保護・防災部防災情報室 明田補佐

TEL 03-5253-7526 (直通) Fax 03-5253-7536

# 突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会報告書の概要①

## I エリアを限定した防災情報伝達の必要性について

### エリアを限定したPUSH型情報伝達の必要性

- ・防災情報は、広く確実に伝達することが基本
- ・一方で、PUSH型の伝達方法により、市町村全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合が想定（特に、規模が大きい市町村で、夜間・早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合）

市町村全域に情報伝達した場合、以下が生じる可能性

- ・対象地域以外の住民に混乱
- ・住民からの問合せ対応により、職員の負担が増大
- ・頻繁に情報を受けることで、住民の当事者意識が希薄化

**PUSH型手段による市町村のエリアを限定した防災情報伝達について、地域の実情に応じ、有効性及び以下を考慮し、検討する必要がある**

- ・誤操作や伝達の遅れなど運用上の課題
- ・防災気象情報や避難勧告等の発表単位

#### PUSH型手段

- ・防災行政無線（同報系）（屋外スピーカー・戸別受信機）
- ・緊急速報メール
- ・コミュニティFM（自動起動対応ラジオ）
- ・IP告知システム
- ・登録制メール
- ・アラート情報に対応したスマホアプリ、携帯メール 等

#### エリア限定を検討

#### PULL型手段

- ・アラート情報に対応したテレビ・ラジオ・HP
- ・CATV
- ・コミュニティFM
- ・市町村HP
- ・SNS 等

### 対象情報

- ・防災情報は、発表された地域に対して的確に伝達する必要がある

○ 防災情報（土砂災害関連）の発表単位とエリアを限定した伝達

| 区分       | 情報の種類                    | 発表単位          | エリア限定伝達 |
|----------|--------------------------|---------------|---------|
| 防災気象情報   | 大雨注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報   | 基本的には市町村      | △       |
|          | 記録的短時間大雨情報               | 概ね府県予報区       | △       |
| エリア限定を検討 | 土砂災害警戒判定メッシュ情報、降水ナウキャスト等 | 各情報のメッシュ単位    | △       |
| 避難勧告等    | 避難準備情報、避難勧告、避難指示         | 市町村長が必要と認める地域 | ○       |

- ・「避難勧告等」は、市町村内で範囲を絞り込んで発令する

※ 土砂災害についての避難勧告等

- ・「土砂災害警戒区域等」を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、メッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域に範囲を絞り込んで発令（『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』

平成26年4月、内閣府（防災担当）

→ 防災情報のうち、**避難勧告等**の伝達を検討の対象とする

# 突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会報告書の概要②

## II PUSH型情報伝達手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝達について

### 情報伝達範囲

○避難勧告等の発令対象区域よりも広い範囲で設定

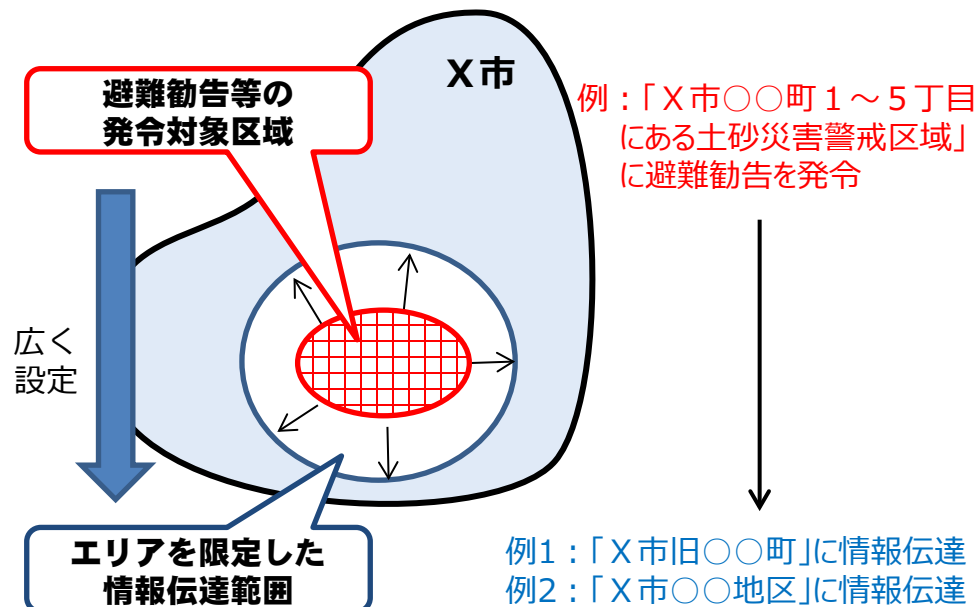
＜考慮事項＞

- ・地形や気象
- ・情報伝達をはじめとした防災体制
- ・情報伝達手段の整備状況・運用

＜具体的な範囲の設定例＞

- ・例えば、「政令市の区単位」「旧市町村単位」「支所の単位」「地区単位」「中学校区単位」など一定の分かりやすい単位

(参考) 避難勧告等の発令対象区域と情報伝達範囲の関係



### 情報伝達内容

＜考慮事項＞

- ・情報伝達手段ごとの情報量の制限  
(音声放送の制限時間、文字数の上限)
- ・市町村の配信準備に係る事務負担
- ・PUSH型手段を組み合わせ活用し、PULL型手段へ誘導

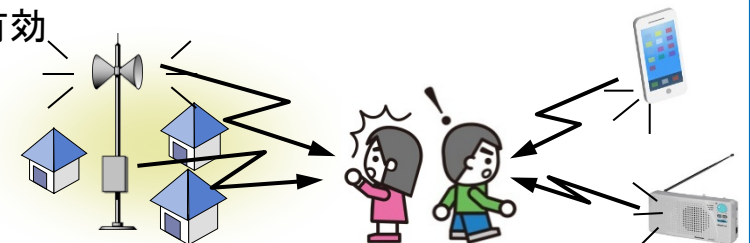
＜具体的な伝達内容＞

【必須事項】

対象エリア、  
予め定められた避難行動をとること 等

【任意事項】

- 避難場所(開設状況を含む)、対象世帯数・人数、降雨量、危険度の情報 等
- ・具体的な避難行動は平時の住民とのリスクコミュニケーションで周知
- ・音声による伝達手段は、簡潔かつ緊迫感のある表現にすることが重要
- ・防災行政無線(同報系)の屋外スピーカーでは、大雨時に聞こえづらいため、チャイム・サイレン音も有効



## II PUSH型情報伝達手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝達について

### 情報伝達手段

#### エリアを限定する場合のPUSH型手段

#### ○ 中心的に活用する手段

##### ① 市町村防災行政無線（同報系） 戸別受信機

各世帯の屋内で災害情報を受信する最も確実な手段の一つであり、全国的に広く普及し、大半の市町村においては既存のエリア分けの機能を活用した運用変更のみで対応できることから優先的に活用することとし配備を推進

※ 戸別受信機が高価ということについては、H27年度より戸別受信機を追加配備する場合に特別交付税措置を講じるとともに、メーカーによる低廉化やメーカーの新規参入・競争を促す環境を整備

##### ② 緊急速報メール

市町村域内の携帯電話・スマートフォンに即時優先的に配信する事が可能で、大半の市町村において導入されており、財政的負担なく利用できることから整備を促進

※ 東京23区及び政令市のみ区単位で送信可能となっていることから、今後、広域な合併市町村において旧市町村単位などに細分化できるよう携帯各社と協議

#### ○ 補完的に活用する手段

地域の実情を勘案し組み合わせて活用

・登録制メール

・コミュニティFM

・IP告知システム

・Lアラート(公共情報コモンズ)情報に対応したアプリケーション

#### PULL型手段

#### ○ 活用の考え方

- ・災害情報伝達をエリア限定で行う場合は、PUSH型手段が基本
- ・PULL型の手段は、情報量に限界のあるPUSH型手段の補完として活用

#### ○ PULL型手段の例

- ・Lアラート(公共情報コモンズ)情報を用いたテレビ・ラジオやホームページ
- ・CATV
- ・コミュニティFM  
(一般のラジオ端末を使用)
- ・市町村ホームページ
- ・SNS 等

※できるだけ多くの手段の使用が望ましい

#### ○ PUSH型手段からPULL型手段に誘導する場合の留意点

- ・緊急時のアクセス増への対応
- ・問い合わせが殺到しないような伝達内容の工夫



## III 情報伝達の確実性・実効性を高めるための取組について

### 市町村の体制整備

- 避難勧告の発令権限の明確化
    - ・本庁と行政区・支所との間における責任区分や避難勧告等の発令権者の明確化
  - 情報伝達体制の整備
    - ・宿日直体制や職員緊急参集体制の確保
    - ・通信施設・設備の点検
  - 災害前兆現象等の情報収集体制の整備
    - ・土砂災害について、何らかの前兆現象を確認できた場合、必要な避難の判断に活用することが重要
    - ・住民から市町村への通報手段は、現状、電話などであり、通報が集中した場合、災害対応に支障をきたす可能性
- ①災害前兆現象等の通報について、住民の理解を得るなど、情報収集体制作りが必要
- ②デジタル方式の防災行政無線(同報系)の双方向通話装置を活用



屋外拡声子局  
(双方向通話装置)



### 平時における住民とのリスクコミュニケーション

#### 【市町村から住民に周知すること】

- 一般的事項
  - ・土砂災害警戒区域、情報伝達方法、避難場所・避難経路(ハザードマップの配布等による周知)
  - ・土砂災害警戒情報の重要性
- 避難行動
  - ・基本的には、早い段階で土砂災害警戒区域等の外にある避難場所へ避難
  - ・上記が困難な場合には、谷筋から離れた建物や堅牢な建物へ避難、それさえ危険な場合は、山と反対側の二階以上に屋内避難
- 情報伝達・収集など
  - ・PUSH型手段でエリア限定して情報伝達を行う場合、その旨を住民に周知
  - ・PULL型手段を活用した住民自らの情報収集
  - ・行政からの情報提供が途絶した場合も想定した平時からの検討や準備の実施

#### 【市町村が住民と協力して行うこと】

- 居住地の災害リスクの認識
- 訓練
  - ・実践的な防災訓練の実施
  - ・訓練時における迅速かつ確実な情報伝達の確認

